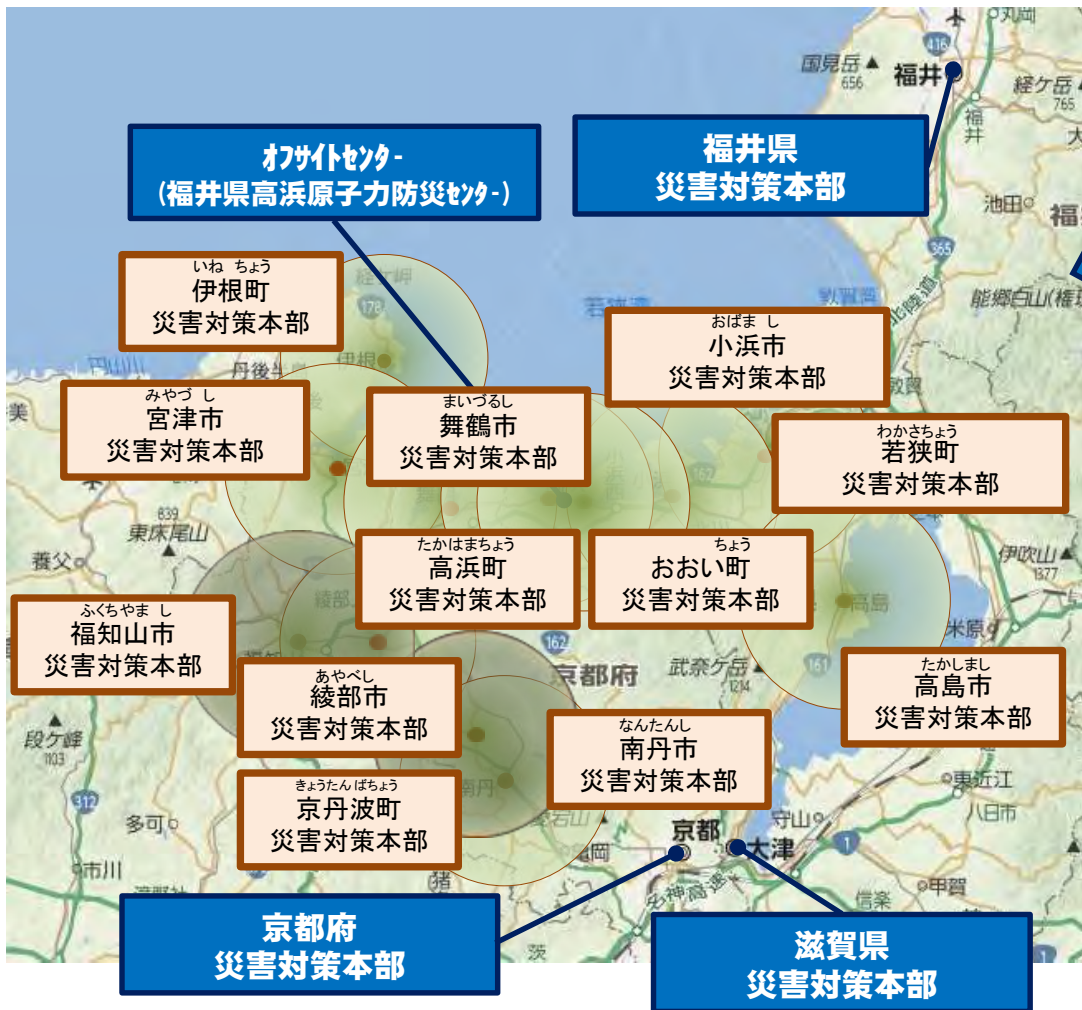


# 住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。



原子力災害対策本部  
(首相官邸)

関係府県、関係市町に  
迅速に情報伝達

関係市町が整備する住民への情報伝達手段  
(高浜町の例)



防災行政無線(屋外拡声子局)



防災行政無線(戸別受信機)



広報車



防災行政無線

(高浜町からの発信)

# 国の広報体制

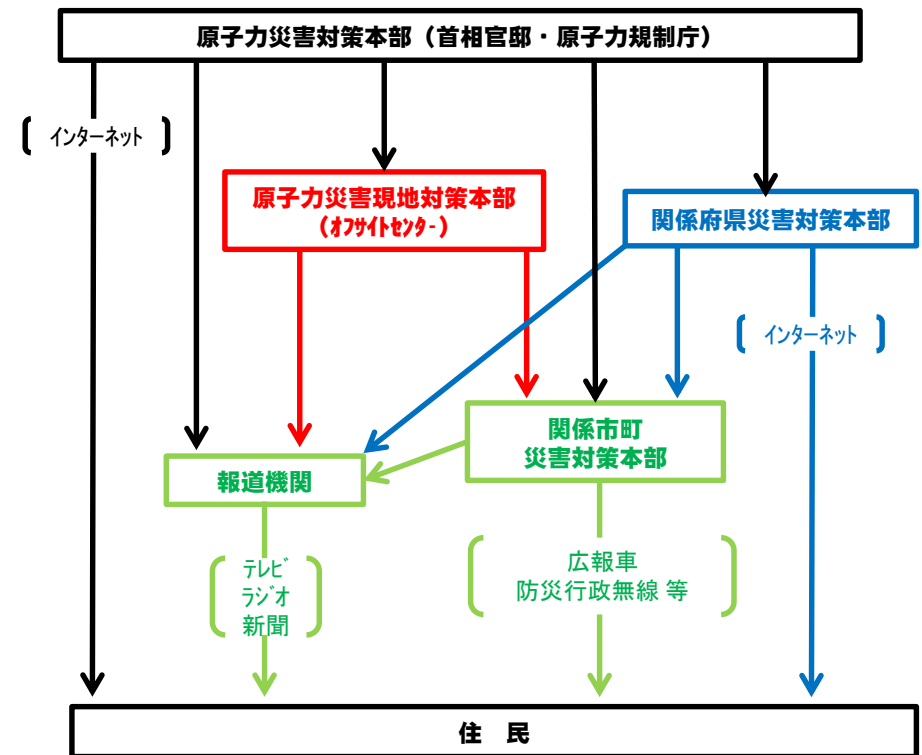
- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見についてはオフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

## 【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域

一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

## 【情報発信のイメージ】



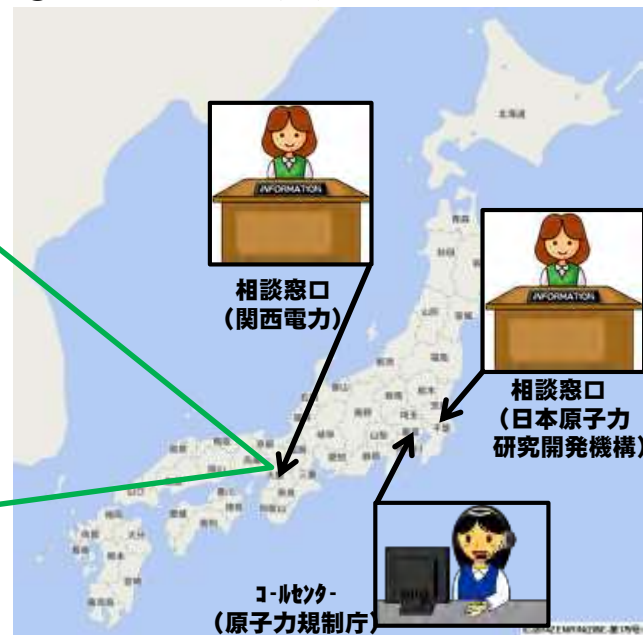
# 国、関係府県、関係市町による住民相談窓口の設置

- 国は、一般からの問合せに対するコールセンターを設置(原子力規制庁)。
- 関係府県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口等を設置。
- オフサイトセンターでは、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町の問合せ対応を支援。



## 住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域
- ⑦被災企業等への援助・助成措置
- ⑧被災者への損害賠償請求(関西電力)



### 3. PAZ圏内の施設敷地緊急事態 における対応

#### ＜対応のポイント＞

1. PAZ圏内の病院における入院患者(1施設、病床数115人)及びPAZ圏内の社会福祉施設の入所者(4施設、定員98名)を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の屋内退避施設へ移送すること。
2. 在宅の避難行動要支援者(699名)を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の屋内退避施設へ移送すること。
3. PAZ圏内小・中学校、保育所の児童等(児童・生徒数:1059名)について、移動手段を確保し、避難を開始すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ圏内の住民に避難準備を呼びかけると共に、一時集合場所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

※ 本章では、舞鶴市の「PAZ圏に準じた避難を行う地域」も含めた対応を記載している。

たかはまちょう

- 高浜町は、警戒事態が発生した段階で全職員を参集し、PAZ圏内の住民が避難のため集合する施設として、4ヶ所の一時集合施設を開設し、各々の施設に職員4名を派遣。
- 放射線防護対策施設である旧音海小中学校については、別途、地元消防団員3名の派遣を要請。
- 警戒事態になった場合、福井県内のバス事業者等は、福井県又は高浜町の要請に備え、バスの配車準備を開始。高浜町は、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。



各地区の一時集合施設(4ヶ所)、医療機関・社会福祉施設(5ヶ所)、小中学校(5ヶ所)、保育所(3ヶ所)に避難用バスを配車準備

旧音海小中学校

内浦小中学校

青郷小学校

青郷地区

内浦地区

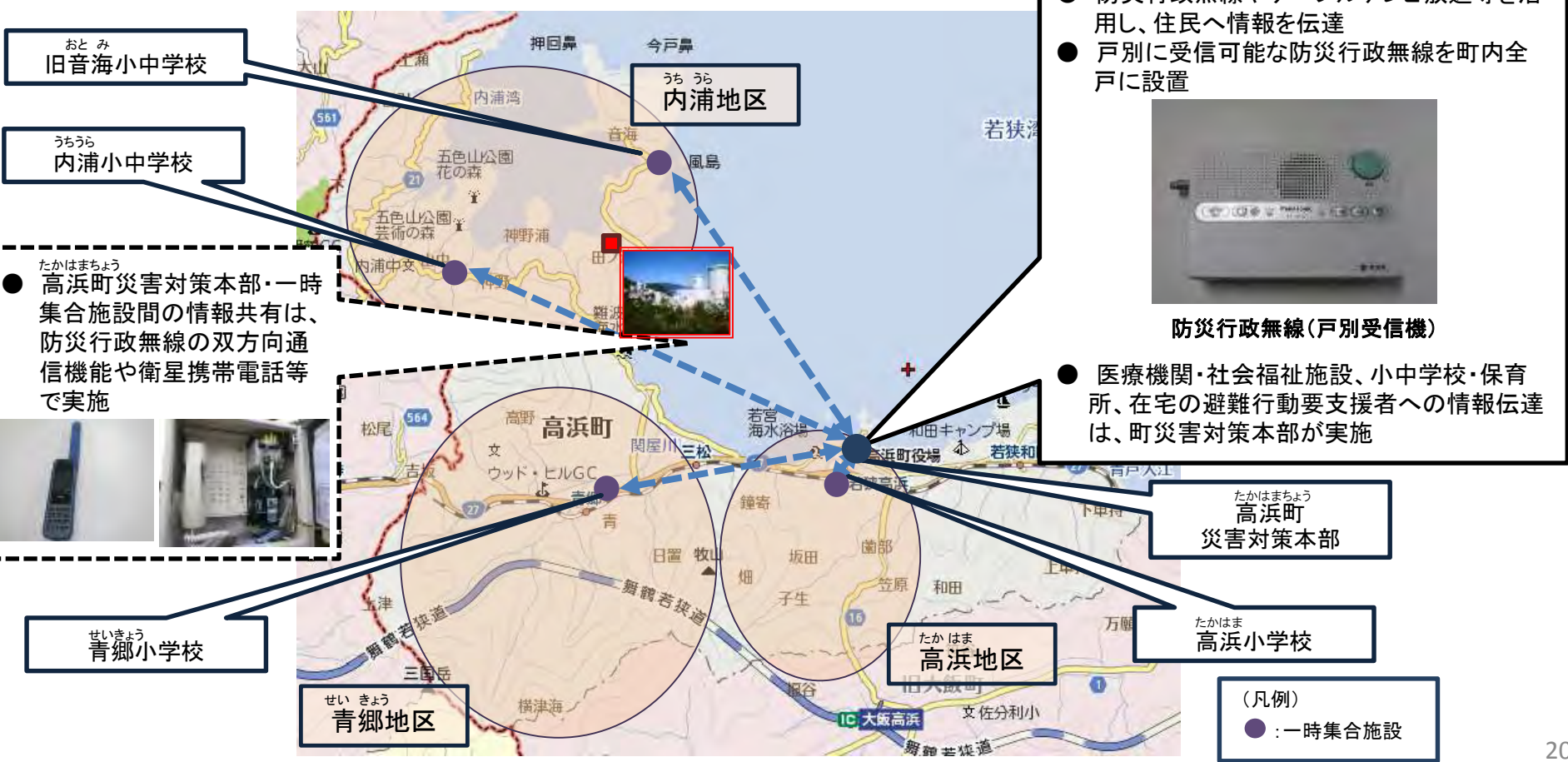
高浜地区

高浜町  
災害対策本部

高浜小学校

(凡例)  
● : 一時集合施設

- PAZ圏内避難の対象となる3地区内の一時集合施設を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合施設へ派遣された町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により高浜町災害対策本部と情報を共有。町災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線等で伝達。
- 医療機関、社会福祉施設、小中学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は高浜町災害対策本部から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



- 警戒事態になった段階で、市の全職員を参集し、施設敷地緊急事態で、PAZ圏(松尾地区・杉山地区)及びPAZ圏に準じた避難を行う地域(大山地区・田井地区・成生地区・野原地区)のバス乗車場所に避難誘導職員を各2名配置。
- 警戒事態になった場合、PAZ圏用の市保有バスを配車するとともに、市内事業者へPAZ圏及びPAZ圏に準じた避難を行う地域のためのバス及びタクシーを要請。UPZ圏用の車両も含めて可能な限りの台数を確保し、予め定めた場所に集結させる。
- 施設敷地緊急事態で、消防職・団員、市職員は各地区のバス乗車場所付近に活動拠点を設置。



- PAZ圏及びPAZ圏に準じた避難を行う地域の6地区内の活動拠点を中心に、各地区において広報車、ハンドマイク等による情報伝達を実施。
- 各地区に派遣された市職員、消防職・団員は、携帯電話や防災行政無線の双方向通信機能等を活用して、舞鶴市災害対策本部と情報を共有。市災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線やメール配信サービス等で伝達。
- 医療機関、社会福祉施設、小中学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は京都府災害時要配慮者避難支援センター及び舞鶴市災害対策本部から実施。必要に応じ、自治会長、民生児童委員、消防団等、地域の協力を得て伝達。

